⑵　名称　楓特定目的会社
変更後の所在地　東京都港区赤坂二丁目10番５号税理士法人赤坂国際会計事務所内
２　名称の変更のあった者
変更前の名称　楓特定目的会社
変更後の名称　Ｃａｙｅｎｎｅ特定目的会社

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。
平成26年６月30日
金融庁長官　畑中龍太郎
１　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等
⑴　2007年４月２日付The Silent Partnership (Tokumei Kumiai) Agreement（その後の変更分を含む）に基づく匿名組合の業務執行組合員等である
名称　合同会社ファルコンキャピタル
住所　東京都千代田区丸の内三丁目１番１号東京共同会計事務所内
⑵　2006年３月８日付The Silent Partnership (Tokumei Kumiai) Agreement（その後の変更分を含む）に基づく匿名組合の業務執行組合員等である
名称　有限会社メトロキャピタル
住所　東京都千代田区丸の内三丁目２番３号東京共同会計事務所内
⑶　エフジェイオーエフ・キューアイアイ・ツー・エルピーの業務執行組合員等である
名称　エフジェイオーエフ・キューアイアイ・ジーピー・ツー・エルエルシー
住所　ケイマン諸島、ＫＹ－１－1104、グランドケイマン、アグランド・ハウス、メイプルズ・コーポレートサービス・リミテッド内
２　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等
⑴　名称　株式会社青山財産ネットワークス
住所　東京都港区赤坂八丁目４番14号
⑵　名称　株式会社日本エスコン
住所　東京都千代田区内神田２－15－９
⑶　名称　株式会社ブロードエッジ・アドバイザーズ
住所　東京都渋谷区代官山町20番９号
⑷　名称　株式会社メルシー
住所　東京都千代田区九段南３－７－７九段南グリーンビル８Ｆ
⑸　名称　大成有楽不動産株式会社
住所　東京都中央区京橋三丁目13番１号
⑹　名称　東京電力株式会社
住所　東京都千代田区内幸町１丁目１番３号
⑺　名称　有限会社プリシャス
住所　東京都目黒区八雲２－23－８
⑻　名称　ＧＬＰ　キャピタル・エルピー・プライベート・リミテッド
住所　シンガポール共和国オーチャードロード501番ウィーロックプレイス＃08－01
⑼　名称　アジア・ファイブ・エルエルシー
住所　アメリカ合衆国コロラド州デンバー、サウス・モナコ・ストリート4350、５階、80237
⑽　名称　シーエルエスエー・インベストメンツ・リミテッド
住所　ケイマン諸島、ＫＹ１－1112、グランド・ケイマン、私書箱2804、クリケット・スクウェア、ウィロー・ハウス４階
⑾　名称　スマート・ディメンション・ホールディングス・リミテッド
住所　私書箱957、オフショア・インコーポレーションズ・センター、ロード・タウン、トルトラ島、英領ヴァージン諸島
⑿　名称　ブルーオーシャン特定目的会社
住所　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
⒀　名称　山本　正卓
住所　東京都港区浜松町１－30－５－1402号
⒁　名称　クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
住所　ケイマン諸島、ＫＹ１－1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309
⒂　名称　シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド
住所　シンガポール　049319、タン・センター、＃10－06、コリヤー・キー20
３　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成26年７月１日から平成28年６月30日まで

工場財団

東京都品川区大崎一丁目６番３号**コバレントマテリアル株式会社**の工場財団に山形県西置賜郡小国町大字小国町字小芦八378番コバレントマテリアル株式会社小国事業所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。
平成26年６月30日
山形地方法務局米沢支局

福井県越前市矢船町１号７番地の１**株式会社ふじや食品**の工場財団に栃木県鹿沼市深程字医王寺道85番地２栃木県鹿沼市深程字大塚80番地２株式会社ふじや食品関東工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成26年６月30日　宇都宮地方法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成26年６月19日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。
平成26年６月30日
高松法務局長　小沼　邦彦
記
氏名　豊田　雅弘
所属する土地家屋調査士会　香川県土地家屋調査士会
登録番号　香川第662号
事務所の所在地　香川県三豊市山本町辻3644番地３
違反行為　未登録補助者の使用

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成26年５月20日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。
平成26年６月30日　財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	ウィンストン・ＸＳ・６・ボックス	ＦＫ　20本ハードパック	日本	420円
紙巻たばこ	ウィンストン・ＸＳ・ワン・100′ｓ・ボックス	ＦＫ　20本ハードパック	日本	420円

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項第６号の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。
記
１．商号　むさし証券株式会社
２．本店所在地　埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13
３．登録番号　関東財務局長（金商）第105号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．行政処分の年月日　平成26年６月20日
６．行政処分の内容
平成26年６月23日から平成26年７月４日までの間、自己の計算による株券に係る市場デリバティブ取引の売買業務（当局が個別に認めたものを除く）の停止。
平成26年６月30日
関東財務局長　坂本　正喜